

第 7 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年8月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和4年8月5日 午前10時15分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦			
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香			
5	鳥山孝子	○		
6	廣瀬 淳	○		
7	岸 正二	○		
8	田中修之			
9	高井眞佐実		○	委任状
10	青木明雄			
11	内山繁司			
12	奈良嘉祐			
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一			
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆			
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝		○	委任状
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男			農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信			農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄			農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席13番 齊藤 美保 委員
議席17番 青木 洋一 委員

議事参与が制限された委員数 1人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
主 任 中嶋 辰哉
主 事 儘田 早紀

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、議案書の差し替えがありますので、ご報告いたします。

差し替えの理由については、委員の皆様へ議案書を発送後、議案第6号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを追加することとなったため、差し替えの議案書をお手元に配布させていただきました。よろしくお願いたします。

また、今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症が、急速に感染拡大しておりまして、群馬県の新規感染者が、昨日は過去最多を更新している状況でありますので、県の方から行動規制等が出てございませぬけれど、縮小体制で行うこととなりました。よろしくお願いたします。

また、本日、小野副事務局長が体調不良により、欠席となっております。よろしくお願いたします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いたします。

議 長

皆さん、おはようございます。

毎度のことですが、始まる前にご協力をお願いたします。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思っております。

それでは、令和4年度第7回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等により、必要最低限の出席をお願したところでございます。

そのことにより、ただいまの出席委員は、19人中9人、委任状による出席委員2名の合計11名で会議は成立しました。

なお、議席番号9番、高井眞佐実委員、議席番号18番、石田玉枝委員から欠席及び委任の届出がございました。

それでは早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、「本日1日」としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。
続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に、議席番号13番、斉藤美保委員、議席番号17番、青木洋一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、斉藤美保委員と青木洋一委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。以後、着座にて説明させていただきます。報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、1ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
質疑がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号の1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の報告は終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご説明いたします。報告書の5ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページから8ページに記載の番号1番から10番の10件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の9ページをお願いいたします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
この度の届出は、9ページから10ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は、記載のとおりであります。
以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。
それでは、渋川・伊香保・小野上地区を斉藤美保第2班長、子持・赤城・北橋地区を鳥山第2班長代行より報告をお願いします。
最初に斉藤美保第2班長、お願いいたします。

13 番 はい、議長。13番、斉藤美保。

議 長 はい、13番。斉藤美保委員。

13 番 斉藤です。都合により岸さんに現地調査を代わっていただきましたので、岸さんの方からご報告させていただきます。

議 長 はい、斉藤委員に代わりまして、7番、岸委員。

7 番 斉藤さんに代わりまして、岸が報告させていただきます。

7月27日に実施しました、第2班、渋川・伊香保・小野上地区の現地調査報告をいたします。参加者は、眞下委員と、私、岸で、事務局は、小野副事務局長と中嶋主任の計4名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が7件、合計8件でありました。それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに、4条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と北は道路、西は水路、南は畑となっています。問題ないと思います。

次に、5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は墓地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と西と南は畑、北は一体利用する宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東と南と北は道路、西は宅地となっています。問題ないと思います。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地と畑、西は道路、南と北は畑となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東と南と北は宅地、西は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地と畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東と西と南は宅地、北は駐車場となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われまます。

以上で、第2班、渋川・伊香保・小野上地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続いて、子持・赤城・北橘地区を鳥山第2班長代行お願いいたします。

5 番

はい、議長。5番、鳥山。

議 長

はい、5番、鳥山委員。

5 番

着座にて説明させていただきます。令和4年7月27日、水曜日に実施

しました、第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、都丸委員、石田委員と、私、鳥山。事務局は、吉田係長、儘田主事の計5名で実施しました。今回の子持・赤城・北橘地区の許可申請は、第4条による申請が4件、第5条による申請が8件、合計12件でありました。それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と南は水路、西は畑と宅地、北は宅地となっています。特に問題ないと思います。

6ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東と北は道路、西と南は畑と宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号4の4番の現地は、東と北は畑、西と南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号4の5番の現地は、東は一体利用する宅地、西と北は畑、南は道路となっています。特に問題ないと思います。

次に、5条申請であります。9ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東は道路、西は一体利用する宅地、南は宅地、北は畑となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東は宅地と道路、西は道路、南は畑、北は畑と宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の10番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。特に問題ないと思います。

10ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は一体利用する宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の12番の現地は、東は墓地、西と北は道路、南は宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の13番の現地は、東は宅地、西と南は畑、北は一体利用する宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の14番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は山林となっています。特に問題ないと思います。

11ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、東は一体利用する宅地、西と北は道路、南は畑となっています。特に問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま。

以上で、第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。
現地調査の報告が終わりました。
ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で、現地調査報告を終わります。
続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について(保留分)を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の6番保留分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました農地法第3条の規定による許可申請(保留分)につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について(保留分)、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の6番保留分は、7月5日の総会にお諮りし、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められておりますが、譲受人が伊勢崎市に保有している農地において、未届けの物置が設置されていることから指導したところ、今後伊勢崎市農業委員会へ必要な手続きを行うとのことであったため、保留とした案件です。

7月5日、伊勢崎市農業委員会より、必要な手続きが行われ是正された旨の報告がありました。この是正により、農地の全てについて耕作を行うと認められますので、再議をお願いするものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請(保留分)の説明を終

わかります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
申請番号3の6番保留分について審議します。
ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の6番保留分の1件については、許可すること
でご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の6番保留分の1件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
議案書の3ページをお願いいたします。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。
申請番号3の1番から3番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。
申請番号3の1番から3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。
また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から3番の3件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第2号、申請番号3の1番から3番の3件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から5番の5件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による、許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページから6ページ関連です。議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われま。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始

末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。6ページをお願いいたします。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。

なお、当該申請は、令和元年9月17日付け指令により「営農型太陽光発電施設用地」として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可
期間満了による再許可のための申請となります。

また、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を7月26日に実施
いたしましたが、結果についてはお手元に配布しました「実情調査結
果報告書」に記載のとおりです。

申請番号4の4番は、農用地域内にありますが、営農型太陽光発電
施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に
該当すると思われま

す。なお、当該申請は、令和元年9月17日付け指令により「営農型太陽
光発電施設用地」として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可
期間満了による再許可のための申請となります。

また、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を7月26日に実施
いたしましたが、結果については、お手元に配布しました「実情調査
結果報告書」に記載のとおりです。

申請番号4の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅
が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の
不許可の例外に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始
末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から5番の5件につい
て審議します。

まず始めに、申請番号4の3番及び4番の2件について審議します。そ
れでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を
代表して、飯塚委員にお願いします。

15 番 はい、議長。15番、飯塚。

議 長 はい、15番、飯塚委員。

15 番 着座にて説明させていただきます。

調査は、7月26日に、山本会長、阿久津推進委員と私、飯塚。事務局からは、千木良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の合計6名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、申請番号4の3番及び4番の2件を審議します。
先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号4の3番及び4番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の3番及び4番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、申請番号4の3番及び4番の2件を除く申請番号4の1番から5番の3件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号4の3番及び4番の2件を除く申請番号4の1番から5番の3件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の3番及び4番の2件を除く申請番号4の1番から5番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から15番の15件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書10ページの申請番号5の14番については、8月2日付け、申請人より申請の取下げ願いがありましたので欠番でお願いします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の7ページから11ページ関連です。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の3番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

申請番号5の10番は、子持行政センターから約400メートルのところ
に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10
ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。

申請番号5の12番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が
連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のと
おりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始
末書が出されています。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住
宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地
の不許可の例外に該当すると思われます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の15番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農
地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請
地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に
該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始
末書が出されています。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

申請番号5の14番は取下げとのことですので、申請番号5の14番を
除く、申請番号5の1番から15番の14件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第4号、申請番号5の14番を除く、申請番号5の1番から15番の14件
については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の14番を除く、申請番号5の1番から17番の1
4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画の決定に

ついてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなっております。今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、伊香保地区、赤城地区、北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和4年9月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が10人、借受人が8人、筆数が14筆、面積が2万874平方メートルです。この個別の内訳は、14ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表、番号1番から4番の4件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、番号1番から4番の4件について審議いたします。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号1番から4番の4件については、議案のとおり認めることにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号1から4番の4件については承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議長 続きまして、番号5番から14番の10件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号5番から14番の10件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号5番から14番の10件については承認することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第6号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第6号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱についてをご説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規程により、次の者を渋川市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会の議決をお願いしますものです。

内容について、ご説明いたします。

渋川半田地区の渋川市農地利用最適化推進委員田中治夫氏が令和4年7月5日に辞任したため、後任として石井義雄氏を委嘱しようとする

ものであります。

石井義雄氏の生年月日及び住所は、記載のとおりです。同氏は、農業専業者で地域の信頼も厚く、地域の農事支部長から農地利用最適化推進委員として適任者であるのご推薦をいただいております。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第6号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、原案どおり可決します。
以上をもちまして、第7回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時15分>